

（道路維持作業用自動車）

第四十九条の二 道路維持作業用自動車には、当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合する灯火を車体の上部の見やすい箇所に備えなければならない。

（道路維持作業用自動車）

第76条 道路維持作業用自動車に備える灯火の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 黄色であって点滅式のものであること。
- 二 150 mの距離から点灯を確認できるものであること。

（道路維持作業用自動車）

第154条 道路維持作業用自動車に備える灯火の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 黄色であって点滅式のものであること。
- 二 150 mの距離から点灯を確認できるものであること。

（道路維持作業用自動車）

第 232 条 道路維持作業用自動車に備える灯火の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 49 条の 2 の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 黄色であって点滅式のものであること。
- 二 150 m の距離から点灯を確認できるものであること。